

付編 2 東海地震の警戒に伴う対応

第 1 章 総則

第 1 目的

内閣総理大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

羽曳野市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

また、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について住民に周知する。

第 2 基本方針

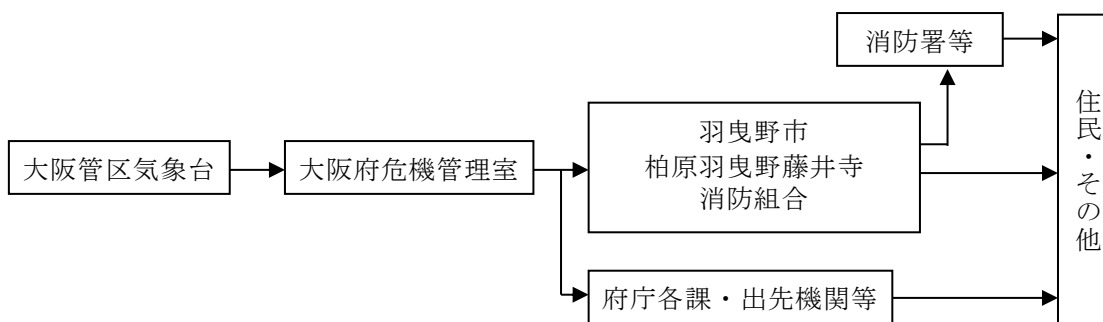
- 1 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画の第 2 部災害予防対策計画、第 3 部災害応急対策計画で対処する。

第2章 東海地震注意情報が発表された時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備等災害対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、柏原羽曳野藤井寺消防組合に地震警戒警防本部を設置する。

市は、国、大阪府に準じて住民に対して、次の内容を基本とする呼びかけを行う。

- 1 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- 2 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- 3 万一に備え、地震防災対策強化地域方面への不要不急の旅行等の自粛について
- 4 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- 5 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

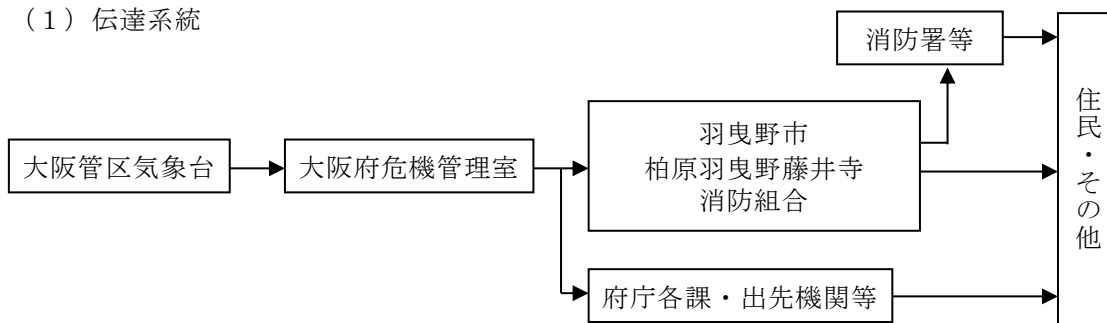
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び大阪府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

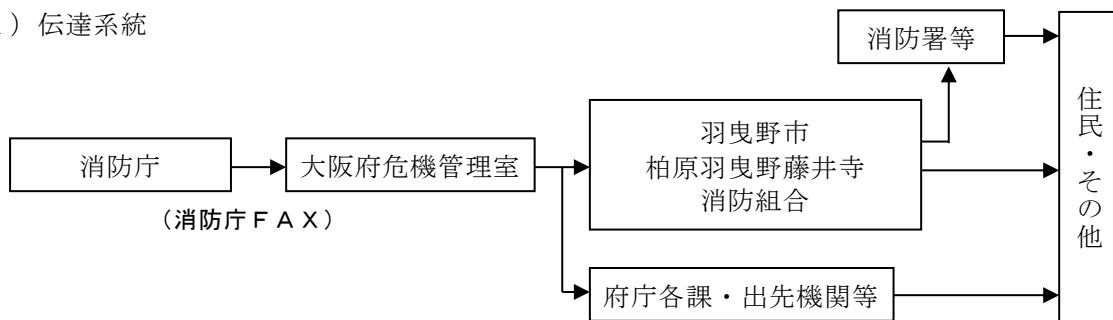


(2) 伝達事項

- ① 東海地震予知情報
- ② その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ① 警戒宣言
- ② 警戒解除宣言
- ③ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、その場合に生じる危険について住民に周知し、東海地震発生後や警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、災害対策本部を設置し、必要な措置をとることとする。
- (2) 市は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて防災関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、消防団、水防管理団体及び大阪府等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに通行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 市及び大阪府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として、避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住

民について、市長は、警察署等の防災関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前に避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市及び大阪府、関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民、事業所に対する広報

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災態勢準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 要配慮者等への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力等

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報に当たっては、避難行動要支援者等に配慮する。